

## 公的資料とは

放射線管理手帳発行申請に係る公的資料は、原則として写真付公的資料であり、以下の取扱いとする。

### 1) 写真付公的資料（原本または公的資料の原本確認証明書を使用）

- a. 運転免許証\*1      b. 旅券（パスポート）
- c. 運転経歴証明書\*2（交付日から5年以内）      d. 特別永住者証明書
- e. 在留カード（就労が可能であることを確認できる場合に限る。）
- f. その他これに相当する書類（写真付きであって、有効期限があり定期的に更新されるもので、国あるいは公安委員会に類する機関が発行するもの。）

なお、旅券（パスポート）は、写真付公的資料であるが、日本人の場合、手書きの漢字氏名の確認のため、住民票\*3（発行から3カ月以内のもの）、住民票記載事項証明書\*3（氏名、生年月日および性別が必須項目であり、発行から3カ月以内のもの）、資格確認書のうち一種類を添付する。

### 2) 写真付公的資料（公的資料の原本確認証明書を使用）

- a. マイナンバーカード（個人番号カード）\*4

### 3) 上記の写真付公的資料を保有していない場合

下記の証明書を二種類以上用意する。

- a. 住民票\*3（発行から3カ月以内のもの）
- b. 住民票記載事項証明書\*3（氏名、生年月日および性別が必須項目であり、発行から3カ月以内のもの）
- c. 資格確認書（被保険者等記号・番号を読み取れないようにマスキングを施したもの）
- d. 運転経歴証明書\*2（交付日から5年を超えるもの）

### 4) 手帳発行申請時に公的証明として使用できないもの

- a. 年金手帳      b. 住民票（マイナンバー記載）
- c. 住民票記載事項証明書（マイナンバー記載）
- d. その他、マイナンバーが記載されている資料

\*1 原本確認証明書を使用する場合は臓器提供意思表示欄にマスキングを行う。

\*2 2012年4月1日以降に交付のものに限る。ただし、有効期限がないため、交付日から5年を超えるものは写真付公的資料としては認めない。運転免許経歴証明書と間違えないように注意。

\*3 マイナンバーの記載がないものに限る。

\*4 裏面のコピーは厳禁とし、原本確認証明書を使用する場合は臓器提供意思表示欄にマスキングを行う。